

地方公共団体が起業支援を行う場合における 在留資格「経営・管理」の事業規模要件に係る取扱いについて



事業規模要件

在留資格「経営・管理」の事業規模要件(出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令)

- 一 (略)
- 二 申請に係る事業の規模が次のいずれかに該当していること。
 - イ その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する二人以上の常勤の職員(中略)が従事して営まれるものであること。
 - ロ 資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。
 - ハ イ又はロに準ずる規模であると認められるものであること。

本件取扱いのポイント

原則

【資本金の額又は出資の総額】

申請人が全額負担

0

500万円
以上

本件取扱い

申請人の負担額

地方公共団体の
負担額

0

最大200万円まで考慮

本件取扱い適用の要件

- 地方公共団体が実施する起業支援対象者として認定され、地方公共団体が所有又は指定するインキュベーション施設に入居すること。
- 地方公共団体が事業所に係る経費(申請人の占有スペースの賃料のほか、共有スペースの利用料も含む。)を申請人に代わり負担していると認められること。
- 地方公共団体が申請人に代わり負担していると認められる金額(事業所に係る経費のほか、起業支援に係る経費を含む。)を最大で年間200万円まで考慮し、申請人が投下している金額と合わせて500万円以上となること。

本件取扱い適用の効果

- 在留資格「経営・管理」の事業規模要件の第二号ハ「イ又はロに準ずる規模であると認められるものであること」に該当するとして取り扱う
- 在留資格認定証明書が交付される場合又は在留資格変更等が許可される場合において決定される在留期間は「1年」